電池モジュール又は風車の出力等	認定に係る太陽電池モジュール又は風力発電設備の出力	kW	
取戻可能額及びその算定の基礎（注４）	取戻可能額	円	□別紙あり
	算定根拠	①［　　円：積立期間において積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）］ ×［　　kW：廃棄する太陽電池モジュール又は風車の出力］ ÷［　　kW：認定上の太陽電池モジュール又は風力発電設備の出力］ ＝　　円 ②取戻し時点での積立額 ＝　　円 ③実際に廃棄等に要した費用の額 ＝　　円	
振込先口座	金融機関名		□別紙あり
	本・支店名		
	口座種類		
	口座番号		
	口座名義		

添付書類（注５）	書類の種類	書類名	備考
	①印鑑証明書（注６）		
	②旧認定事業者又はその承継人であることを証する書面（注７）		
	③解体等を行うこと（解体等を了した場合は解体等を了したこと）及び解体等に要する費用を証する書面（注８）		
	④解体等の完了の確認を受けたことを証する書面（注９）		
	⑤内部積立てを行っていることを証する書面（注１０）		
	⑥当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面（注１１）		
	⑦その他（注１２）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

（注２）　旧認定事業者又はその承継人には、これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。

（注３）　該当する取戻事由を選択すること。なお、発電事業を縮小する場合、及び太陽電池モジュール又は風車を一部交換する場合は、次の各場合に限り、取戻しが認められる。

【調達期間又は交付期間中に発電事業を縮小する場合】

太陽光発電の場合は、廃棄される太陽電池モジュールが、認定上の太陽電池モジュールの出力の１５％以上かつ５０kW以上である場合。風力発電の場合は、廃棄される風車が１基単位である場合。

【調達期間又は交付期間後に、発電事業を縮小する場合又は太陽電池モジュール若しくは風車を一部交換する場合】

太陽光発電の場合は、FIT制度又はFIP制度の下で設置された当初の太陽電池モジュールの一部が廃棄又は交換された場合（ただし、廃棄又は交換される太陽電池モジュールが、認定上の太陽電池モジュールの出力の１５％以上かつ５０kW以上である場合に限る。）。風力発電の場合は、FIT制度又はFIP制度の下で設置された当初の風車が１基単位で廃棄又は交換された場合。

（注４）　該当する取戻事由に応じて、取戻可能額を記載すること。なお、調達期間又は交付期間中に発電事業を縮小する場合、及び調達期間又は交付期間終了後に、発電事業を縮小する場合又は太陽電池モジュール若しくは風車を一部交換する場合においては、以下の①～③を算定して算定根拠として記載し、最も小さい額を取戻可能額として記載すること。

【太陽光発電の場合】